

平成21年8月18日  
雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課  
課長 吉本明子  
課長補佐 園部昌嗣  
電話 03(5253)1111 内線 7837、7834  
夜間 03(3595)3271

## 「平成20年度雇用均等基本調査」結果概要

### < ポイント >

#### 1 女性の育児休業取得率9割を上回る、男性の育児休業取得率は1.23%

女性の育児休業取得率は平成19年度調査より0.9%ポイント上昇し90.6%、男性の育児休業取得率は0.33%ポイント低下し1.23%

#### 2 育児休業等の規定整備率が上昇

育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度の規定があるとする事業所の割合はそれぞれ66.4%、61.7%、46.2%でいずれも平成17年度調査(61.6%、55.6%、33.8%)に比べ上昇

#### 3 育児のための短時間勤務制度の導入率が上昇、利用可能期間も長期化

育児のための短時間勤務制度を導入している事業所割合は38.9%で、平成17年度調査(31.4%)に比べ7.5%ポイント上昇

利用可能期間を「小学校就学の始期に達するまで」以上とする事業所割合は15.0%で、平成17年度調査(9.0%)に比べ6.0%ポイント上昇

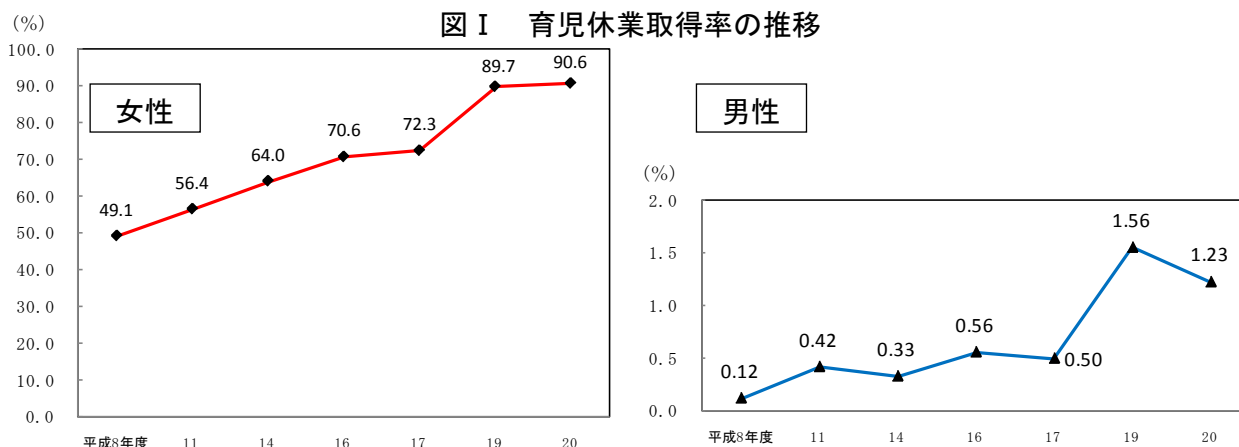
※ 調査時期：原則として、平成20年10月1日現在の状況について、平成20年10月1日から10月31日までの間に行った。

※ 調査対象数：10,063事業所  
有効回答数：7,324事業所  
有効回答率：72.8%

**ポイント1 女性の育児休業取得率9割を上回る、男性の育児休業取得率は1.23%**

女性の育児休業取得率は平成19年度調査より0.9%ポイント上昇し90.6%、  
男性の育児休業取得率は0.33%ポイント低下し1.23%

育児休業取得率は女性90.6%、男性1.23%で、平成19年度調査に比べ女性は0.9%ポイント上昇したものの、男性については、0.33%ポイント低下し、男性の育児休業取得率は依然として低水準となっている（図Ⅰ、参照11ページ）。



育児休業取得率 =  $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

**ポイント2 育児休業等の規定整備率が上昇**

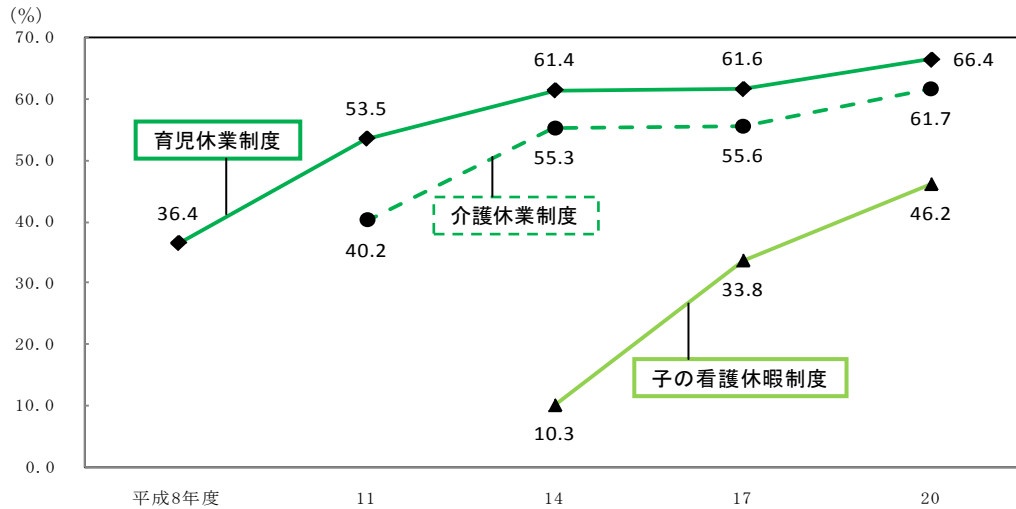
育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度の規定があるとする事業所の割合はそれぞれ66.4%、61.7%、46.2%でいずれも平成17年度調査（61.6%、55.6%、33.8%）に比べ上昇

育児休業制度の規定がある事業所の割合は66.4%で平成17年度調査（61.6%）に比べ4.8%ポイント上昇した。介護休業制度については、規定がある事業所の割合は61.7%で平成17年度調査（55.6%）に比べ6.1%ポイント上昇した。

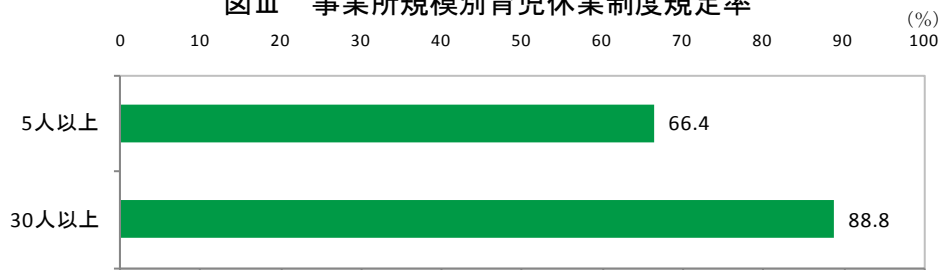
子の看護休暇制度については、規定がある事業所の割合は46.2%で平成17年度調査（33.8%）に比べ12.4%ポイントと上昇幅が大きいものの、育児休業制度や介護休業制度の規定率に比べ低い水準となっている（図Ⅱ、参照5、18、29ページ）。

各制度の規定がある事業所の割合は事業規模による差が大きく、育児休業制度の規定があるとする事業所の割合は、事業所規模5人以上で66.4%であるのに対し、事業所規模30人以上で88.8%となっている（図Ⅲ、参照5ページ）。

図Ⅱ 育児休業制度等の規定率の推移



図Ⅲ 事業所規模別育児休業制度規定率



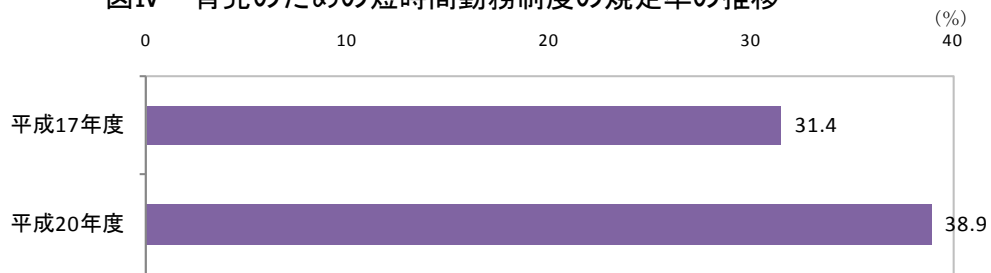
**ポイント3 育児のための短時間勤務制度の導入率が上昇、利用可能期間も長期化**

育児のための短時間勤務制度を導入している事業所割合は 38.9%で、平成 17 年度調査 (31.4%) に比べ 7.5%ポイント上昇  
 利用可能期間を「小学校就学の始期に達するまで」以上とする事業所割合は 15.0%で、平成 17 年度調査 (9.0%) に比べ 6.0%ポイント上昇

育児のための短時間勤務制度がある事業所の割合は 38.9%となっており、平成 17 年度調査 (31.4%) に比べ 7.5%ポイント上昇した (図Ⅳ、参照 14 ページ)。

また、利用可能期間が「小学校就学の始期に達するまで」以上とする事業所の割合は 15.0%で、平成 17 年度調査 (9.0%) に比べると 6.0%ポイント上昇した。

図Ⅳ 育児のための短時間勤務制度の規定率の推移



## 調査の概要

### 1 調査目的

雇用均等基本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的として毎年実施しており、平成 20 年度は、育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定、運用状況等について調査を行った。

### 2 調査対象

日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕に属する常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した 10,063 事業所であり、そのうち、7,324 事業所から有効回答を得（有効回答率 72.8%）、集計した。

### 3 調査の時期

原則として、平成 20 年 10 月 1 日現在の状況について、平成 20 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間に行った。

### 4 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 ― 報告者

### 5 調査の方法

自計式郵送調査

### 6 調査事項

主な調査事項は、次のとおり。

- (1) 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項
- (2) 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項
- (3) 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項
- (4) 育児・介護のための時間外労働の制限に関する事項
- (5) 育児・介護のための深夜業の制限に関する事項
- (6) 配偶者出産休暇制度に関する事項
- (7) 再雇用制度に関する事項

### 7 利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるため、母集団に復元後、算出した構成比を調査結果として表章している。
- (2) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。
- (3) 統計表中、「0.0」、「0.00」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (4) 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「―」で表示した。